

平成27年度 武蔵村山市人事行政の運営等の状況の公表

市の人事行政について、透明性を高め、より一層適正なものとするとともに、市民の皆様の御理解をいただくために、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等、人事行政の運営等の状況の公表を行います。

【お問い合わせ先】

総務部職員課 市役所内線 342

(ただし、職員数の状況については、企画財務部企画政策課 市役所内線 375)

I 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用・退職者の状況

区 分	採用者数	退 職 者 数				計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	
平成22年度	21人	15人	5人	6人	2人	28人
平成23年度	28人	22人	2人	1人	1人	26人
平成24年度	19人	15人	1人	5人	4人	25人
平成25年度	21人	17人	1人	4人	5人	27人
平成26年度	19人	10人	0人	6人	2人	18人

2 昇任試験の実施状況(平成26年度)

区 分	受験者	合格者	合格率
管理職昇任試験	9人	3人	33.3%
主査職昇任試験	10人	5人	50.0%
主任職昇任試験	28人	14人	50.0%

3 職員数の状況

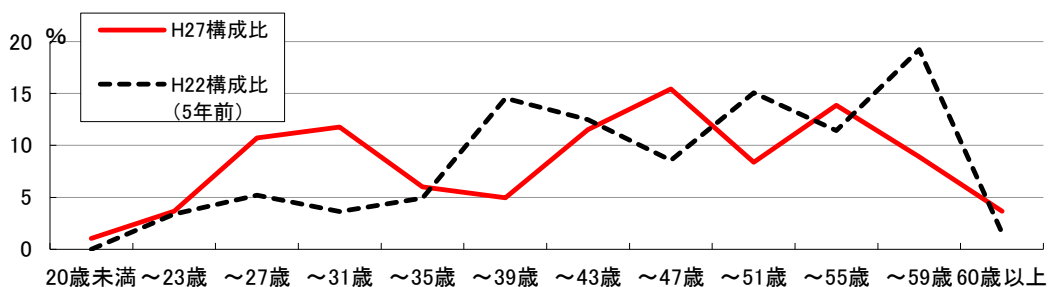
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	-	
		総務	93	96	3	業務増による増。
		税務	34	34	-	
		民生	67	72	5	業務増による増
		衛生	24	27	3	業務増による増
		労働	-	-	-	
		農林水産	3	3	-	
		商工	6	6	-	
		土木	48	44	△4	業務減による減。区分の変更による減。
		計	281	288	7	<参考>人口1万人当たり職員数 40.00人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.66人)
	教育部門	59	57	△2	業務減による減	
	消防部門	-	-	-		
	小計	340	345	5	<参考>人口1万人当たり職員数 47.92人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58人)	
公営企業等 会計部門	下水道	6	5	△1	事務の整理統合による減	
	その他	31	32	1	区分の変更による増	
	小計	37	37	0		
合計		377 [542]	382 [400]	5	<参考>人口1万人当たり職員数 53.06人	
一部事務組合派遣		7	6	△1		
職員総数		384	388	4		

(注)1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
		平成27年	職員数(人)	4	14	41	45	23	19	44	59	32	53	
	構成比(%)	1.0	3.7	10.7	11.8	6.0	5.0	11.5	15.4	8.4	13.9	8.9	3.6	100.0
平成22年(5年前)	職員数(人)	0	13	20	14	19	56	48	33	58	44	74	6	385
	構成比(%)	0.0	3.4	5.2	3.6	4.9	14.5	12.5	8.6	15.1	11.4	19.2	1.6	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。

(3) 職員数の推移

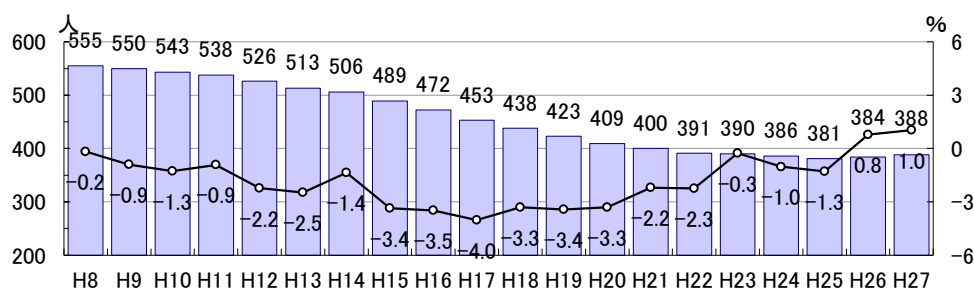
① 部門別職員数等の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

部門別	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
一般行政	311	290	288	280	275	281	288	△ 2 (△ 0.7 %)	△ 23 (△ 7.4 %)
教育	94	60	61	63	63	59	57	△ 3 (△ 5.0 %)	△ 37 (△ 39.4 %)
消防	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	405	350	349	343	338	340	345	△ 5 (△ 1.4 %)	△ 60 (△ 14.8 %)
公営企業等会計計	41	35	35	36	36	37	37	2 (5.7 %)	△ 4 (△ 9.8 %)
合計	446	385	384	379	374	377	382	△ 3 (△ 0.8 %)	△ 64 (△ 14.3 %)
一部事務組合派遣	7	6	6	7	7	7	6	0 (0.0 %)	△ 1 (△ 14.3 %)
総合計	453	391	390	386	381	384	388	△ 3 (△ 0.8 %)	△ 65 (△ 14.3 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数及び一部事務組合派遣職員数の推移です。

② 職員数及び対前年増減率の推移(各年4月1日現在)



第2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(平成26年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (27.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成25年度の 人件費率
人 72,092	千円 27,865,799	千円 894,613	千円 3,567,537	12.8%	13.6%

(注)人件費には市職員、市長等の給与や議員、教育委員会委員、農業委員会委員等の非常勤特別職の報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(平成26年度普通会計決算)

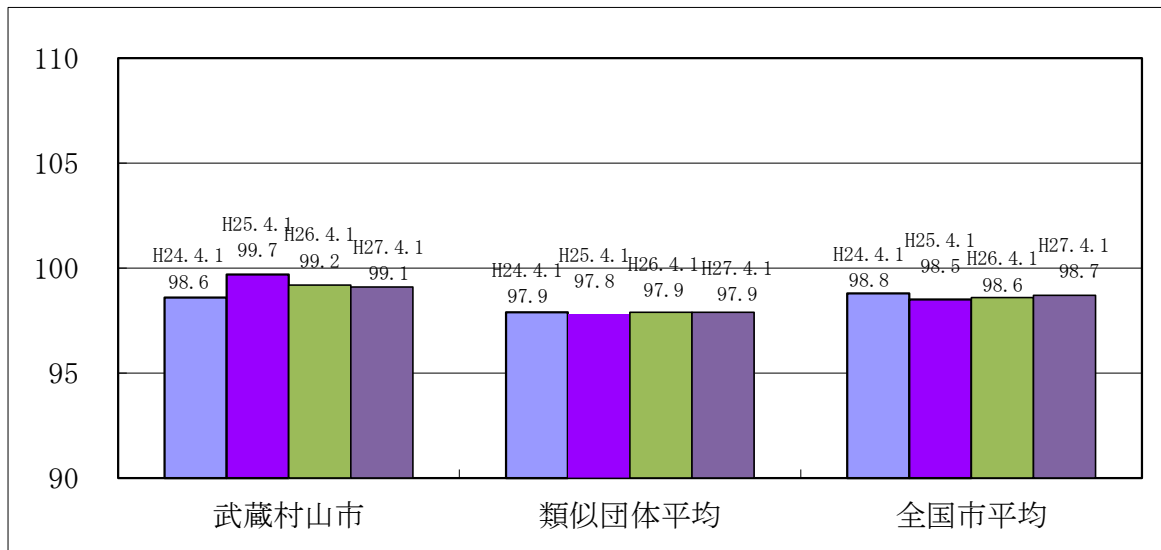
職員数 A	給 与 費				(参考)1人当 り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 り給与費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
人 339	千円 1,270,550	千円 388,441	千円 518,257	千円 2,177,248	千円 6,423	千円 5,989

(注) 1 職員手当に退職手当は含んでいません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24、25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

適正な給与改定や給与制度の見直しを実施しているため、上記の場合には該当していません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)国の見直し内容を受けた東京都人事委員会の勧告内容を踏まえ、給料の額を平均1.5%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 検討中

(実施時期) 検討中

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日現在	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%		3%
武蔵村山市の支給割合	10%※	10%※		検討中

※ 国基準による数値は3%であるが、市内の指定官署である国立感染症研究所の職員の支給率にあわせ10%としています。

③ その他の見直し内容

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
武蔵村山市	42.8 歳	312,722 円	432,933 円	364,822 円
東京都	41.6 歳	318,513 円	454,866 円	400,246 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
武蔵村山市	50.6歳	19人	338,000 円	421,394 円	392,671 円	—	—	—	—
うち学校給食員	48.6歳	12人	328,908 円	396,565 円	381,415 円	調理士	40.8歳	304,100円	1.30
東京都	48.1歳	1,537人	293,483 円	397,232 円	365,078 円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	32人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
武蔵村山市	—	—	—
うち学校給食員	6,466,080円	4,138,700円	1.56

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年度～25年度の3か年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		武蔵村山市	東京都	国
一般行政職	大学卒	178,500 円	181,200 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
	高校卒	143,000 円	143,000 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	132,300 円	139,500 円	139,500 円
	中学卒	124,200 円	—	131,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	* 254,950 円	348,400 円	376,875 円	394,220 円
	高校卒	* 215,150 円	* 312,000 円	341,125 円	* 374,133 円
技能労務職		—	—	* 287,533 円	* 309,333 円

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、中途採用の場合は前歴年数を一定の基準により換算した年数に採用後の年数を加えたものです。
 2 諸手当は含まれていません。
 3 * の欄は該当する職員がいないため、標準的な職員の給料額としました。

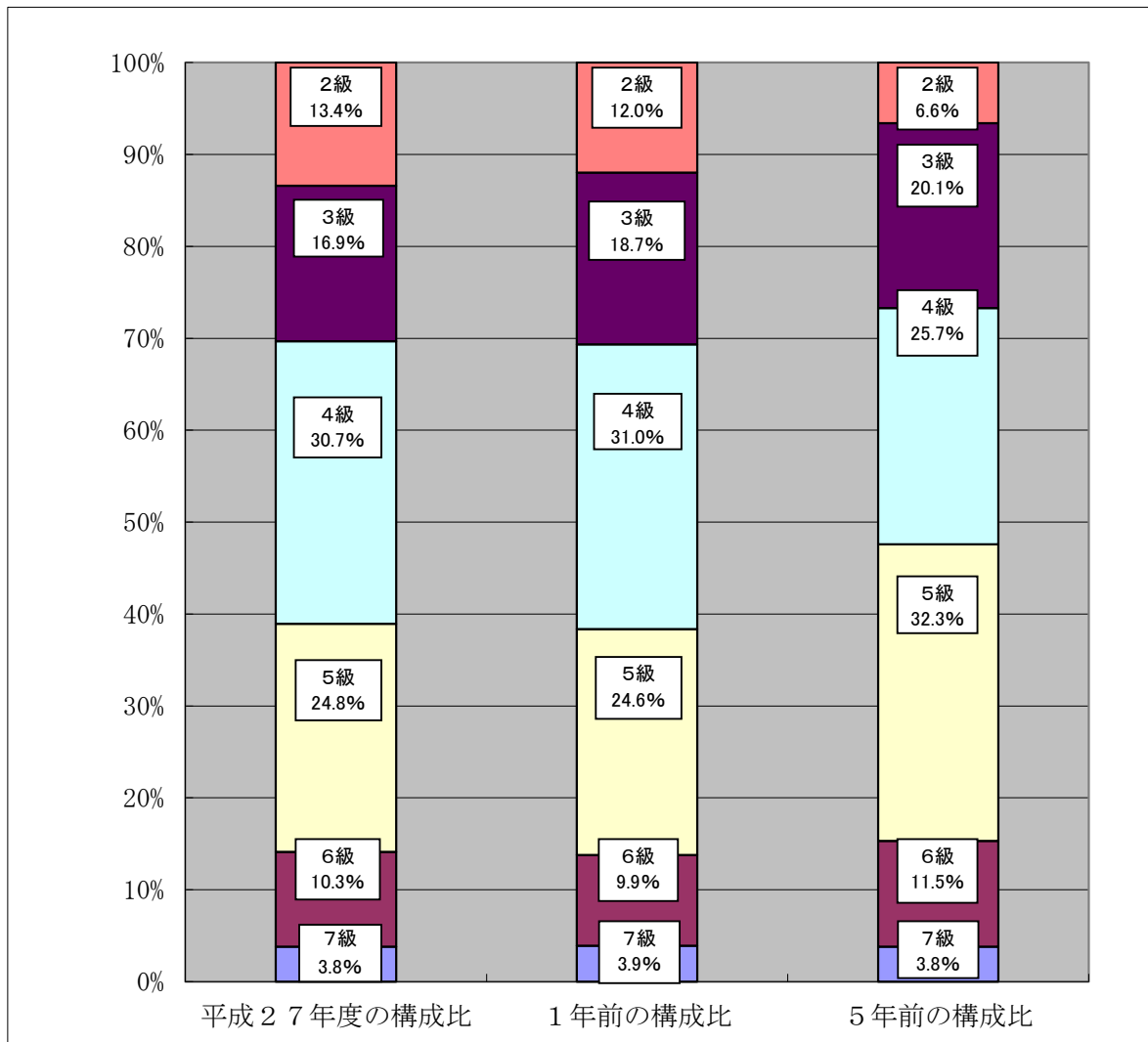
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・担当部長の職務	11 人	3.8 %	478,200 円	508,000 円
6級	課長・担当課長・主幹の職務	30 人	10.3 %	256,400 円	454,300 円
5級	主査・副主査の職務	72 人	24.8 %	201,300 円	414,500 円
4級	主任、主事・技師(高度の知識又は経験を必要とする職務)の職務	89 人	30.7 %	197,900 円	362,500 円
3級	主事・技師(相当高度の知識又は経験を必要とする職務)の職務	49 人	16.9 %	160,400 円	325,500 円
2級	主事・技師の職務	39 人	13.4 %	138,600 円	278,400 円
1級	事務助手の職務	0 人	0.0 %	130,400 円	262,600 円

(注) 1 武蔵村山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の職務の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年度から部長職及び課長職を対象に前年度の人事考課の評定結果を昇給に反映させています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武蔵村山市	東京都	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,541 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,734 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 【1.45 月分】 【0.75 月分】	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 【1.45 月分】 【0.75 月分】	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 【1.45 月分】 【0.70 月分】
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) 【 】内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

市では、欠勤、遅刻、早退及び懲戒処分等の状況により勤勉手当に差を設けていますが、勤務成績に基づいた差は設けていません。なお、人事考課の評定結果を勤勉手当へ反映させることについて現在検討をしています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

武蔵村山市			国		
(支給率)	自己都合・勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	31.50 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	45.00 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度	45.00 月分		最高限度	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	16,444 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		150,924 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		395,087 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	東京都の制度(支給率)
全地域	10 %	382 人	本市の地域 3%	本市の地域 20%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		105.9 (99.2)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		1,244千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		44,404円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		7.3%		
手当の種類(手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	市税の収納を担当する部署に所属し、納付期限等を経過した市税(国民健康保険税を含む。)又は税外収入の滞納整理に必要な事務に直接従事した職員	督促状指定期限を経過した市税等の徴収事務 不動産及び動産の差押処分事務	808千円	日額 300円
危険薬物取扱手当	危険薬物等を取り扱う作業に従事した職員	危険薬物によるそ族、害虫駆除、除草作業 危険薬物による消毒作業 予防接種におけるワクチン取扱作業	0千円	危険薬物取扱作業 日額500円 ワクチン取扱作業 日額300円
感染症等作業手当	感染症患者の救護等に従事した職員	感染症患者等の救護、病原体の付着した物件の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	0千円	感染症患者等の処理作業 日額又は1勤務 700円 伝染病菌を有する家畜等の処理作業 日額 500円
行旅病人及び死亡人取扱手当	行旅病人の救護等に従事した職員	行旅病人の救護及び施設等への収容業務 行旅死亡人の処理業務	0千円	行旅病人に関する業務 1件 3,000円 行旅死亡人に関する業務 1件 5,000円
在宅死亡人取扱手当	在宅死亡人の処理に従事した福祉事務所職員	福祉業務の中で発見した在宅死亡人の処理業務	55千円	1件 5,000円
福祉事務現業手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法又は障害者自立支援法に定める業務を行うための家庭訪問等の事務	204千円	日額 200円
災害出動手当	災害時に現場に出動した職員	災害救助法が発動されたとき、又は災害対策本部が設置されたときにおいて、現場に出動して従事する作業	0千円	日額 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	136,585千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	419千円
支給実績(平成26年度決算)	166,524千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	502千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25、26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 部長職を除く扶養親族のある職員に支給</p> <p>【支給額】 配偶者及び欠配第1子 =13,500円 配偶者以外の扶養親族 =各6,000円 16歳~22歳の子 =各4,000円加算</p>	異なる	<p>支給対象、支給単価 【国】 扶養親族のある職員 配偶者 =13,000円 欠配第1子 =11,000円 配偶者以外の扶養親族 =各6,500円 16歳~22歳の子 =各5,000円加算</p>	34,162 千円	224,745 円
住居手当	<p>【内容】 管理職を除く年度末年齢35歳未満で、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等である職員に支給</p> <p>【支給額】 =15,000円</p>	異なる	<p>支給対象、支給単価 【国】 自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額 =27,000円</p>	6,741 千円	204,273 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 交通機関利用者 原則6か月定期券額 交通用具使用者 交通用具の使用距離に応じた定額 ①一般 月額3,800円~17,400円 ②交通用具を使用しなければ通勤が著しく困難な職員 月額5,700円~26,500円</p>	異なる	<p>交通機関利用者の限度額設定、交通用具使用者の支給額 【国】 交通機関利用者 1か月当たり支給限度額55,000円 交通用具使用者 2,000円~31,600円</p>	25,088 千円	72,719 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給額】 部長職 月額81,600円~93,000円 課長職 月額67,800円 (再任用の場合は月額47,900円)</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合 【国】 職務に応じて定められた額</p>	42,875 千円	857,496 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	853,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	740,000 円	1,061,000	440,000
	教育長	691,000 円	885,000	375,000
			-	-
報 酬	議 長	505,000 円	737,000	310,000
	副議長	458,000 円	653,000	245,000
	議 員	435,000 円	591,000	222,000
期 末 手 当	市 長	(平成26年度支給割合)		
	副市長	4. 20月分		
	議 長	(平成26年度支給割合)		
	副議長 議 員	4. 65月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	853,000円×在職年数×4	13,648,000 円	任期毎
	副市長	740,000円×在職年数×3	8,880,000 円	任期毎
	教育長	691,000円×在職年数×2.5	5,182,500 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 正規の勤務時間(平成27年4月1日現在)

一般職の職員の勤務時間は、原則として、次のとおり休憩時間を除き1日7時間45分勤務で、月曜日から金曜日までの5日間勤務しています。なお、職務の性質により、勤務時間が異なる部署もあります。

1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から60分間	平成21年4月1日から廃止

2 休暇等

(1) 休暇の状況(平成27年4月1日現在)

名 称	概 要	付与日数等
年次休暇	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るための休暇	一の年度において20日(残日数は20日を限度として翌年度に繰り越すことができる。)
病気休暇	疾病又は負傷のため療養する必要がある場合に与える休暇	90日を限度
公民権の行使	選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務を執行するための休暇	必要と認められる時間
育児時間	生後1年3か月に達しない生児を育てる職員に対する生児を育てるための休暇	1日2回、それぞれ45分
生理日の休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員へ与える休暇	職員が請求した日数
産前産後の休暇	産前産後の休養として与える休暇	16週間(多胎妊娠の場合は23週間)
母子保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるための休暇	妊娠23週までは4週間、妊娠24週から35週までは2週間、妊娠36週から出産までは1週間に1回 産後1年までに1回
妊娠中の女性職員の通勤緩和	職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に支障を及ぼす場合の休暇	勤務時間の始めと終わりに、1日について1時間以内
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合の休暇	1回の妊娠につき2回まで、合計10日以内
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休暇	一の年度において5日以内
子の看護休暇	9歳に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護するため又はその子(小学校就学の始期に達するまでの子に限る。)に予防接種若しくは健康診断を受けさせるための休暇	一の年度において5日以内(養育する子が複数の場合は10日)
忌引休暇	親族が死亡した場合の休暇	死亡した親族との関係により10日から1日まで
父母の祭日休暇	父母の祭日に祭祀(死亡後15年以内に限る。)を行う場合の休暇	1日
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	連続する7日以内
妻の出産休暇	妻が出産する場合で、出産に伴う入院の付添い等のための休暇	2日以内
介護休暇	要介護者(配偶者・父母・子・配偶者の父母その他規則で定める者で、疾病、負傷又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活に支障があるもの)の介護のための休暇	連続する6月の期間内において必要な期間(休暇中は無給)
短期の介護休暇	要介護者(配偶者・父母・子・配偶者の父母その他規則で定める者で、疾病、負傷又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活に支障があるもの)の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の必要な世話をを行うための休暇	一の年度において5日以内(要介護者が複数の場合は10日)
永年勤続休暇	長期にわたり勤続した職員の健康維持及び元氣回復のための休暇	勤続年数 10年＝連続2日以内 20・30年＝連続3日以内
夏期休暇	夏期における職員の心身の健康維持及び増進のための休暇	7月から9月までの間で5日以内
ボランティア休暇	職員がボランティア活動を行う場合に与える休暇	一の年度において5日以内
組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇	職員団体の業務に従事した期間(一の年度において30日以内・休暇中は無給)

(2) 年次休暇の取得状況(平成26年度)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
13,984.8 日	4,266.2 日	376 人	11.3 日	30.5 %

(3) 育児休業の取得状況(平成26年度)

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員が任命権者の承認を得て、3歳に満たない子を養育するために勤務しないことができる制度として、育児休業(期間中全部勤務しない。)と部分休業(期間中1日を通じて2時間以内で勤務時間の始め又は終わりに勤務しない。)があります。
(休業中は無給となる。)

育児休業取得者数	部分休業取得者数
6 人	2 人

第4 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

職員が、職務の遂行に当たって守るべき義務は次のとおりです。

区 分	概 要
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務の遂行をするに当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様である。
職務に専念する義務	職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務のみに従事しなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員になつてはならず、又これらの団体の構成員となるよう若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
争議行為の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をしてはならない。また、このような違法的行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。
営利企業等の従事制限	職員は、任命権者の許可を得なければ、営利を目的とする企業等に従事してはならない。

第5 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成26年度)

分限処分は、地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持することを目的として、職員がその職責を十分に果たすことができない一定の事由がある場合に、職員の意に反して行う処分です。

平成26年度の状況は、次のとおりです。

免職	降任	休職	降給	計
0 人	0 人	31 人	0 人	31 人

(注) 休職には、心身の故障のため、長期の休養を要する者を含みます。また、休職の人数は、延べ人数(処分件数)です。

2 懲戒処分の状況(平成26年度)

懲戒処分は、地方公務員法第29条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法令等の違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに行う処分です。

平成26年度の状況は、次のとおりです。

免職	停職	減給	戒告	計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修の状況(平成26年度)

研 修 名	実施回数	受講者数
庁内研修口 新任職員研修、一般職員研修、副主査・主任研修、主査研修、管理者研修、課題別職員研修、管理職候補者研修、普通救命講習会、運転者講習会、接客マナー研修、市民協働研修、嘱託員研修、講演会	20回	595人
派遣研修(東京都市町村職員研修所) 必修研修(新任、現任、係長、課長、部長) 実務研修(人事科、会計科、広報科、固定資産税科、徴収科等) 法務研修(民法、地方公務員法、行政法、地方自治法) 自治体経営研修(政策課題研究、政策法務、立法法務、地方財政) 能力開発研修(ロジカルトレーニング、プレゼンテーション、CSクレーム対応等) 情報処理研修(システム調達導入、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト等) 専門職研修(保健師、技術職(工事監理)) 講師養成研修(基礎科) 特別研修(人権啓発、メンタルヘルス、講演会等)	174回	327人
派遣研修(東京都職員研修所) 法律研修(行政法務科)		
派遣研修(市町村職員中央研修所) 管理職に必要な組織マネジメント		
派遣研修((公財)特別区協議会・特別区職員研修所) 自治体職員に必要な政策形成入門セミナー等		
派遣研修(東京都市町村職員共済組合) 組合員と被扶養者のための健康講座、ライフプランセミナー		
派遣研修(その他) 防火・防災管理講習、水質管理責任者資格講習会等		

2 職員の勤務成績の評定の状況(平成26年度)

評定の対象者	昇任・昇格試験等の受験者
概 要	所属の課長職が第1評定者、部長職が第2評定者として、勤務成績の評定を実施

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 東京都市町村職員共済組合事業

事業名	内 容
短期給付事業	組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業、又は災害に対して、必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う。
福祉事業	組合員とその家族の健康教育などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、貯金事業、貸付事業などを行う。

2 福利厚生事業

事業概要	市職員の福利厚生事業を行う悠和会に対し、市職員厚生事業交付金を交付し、悠和会を通じて福利厚生事業を実施している。
------	--

3 職員の健康保持・衛生管理の状況(平成26年度)

事業名	受診者数	事業名	受診者数
定期健康診断	250人	VDT健康診断	53人
結核レントゲン撮影	249人	生活習慣病検診	155人
胃検診	32人	大腸がん検診	65人
腰痛・頸肩腕健康診断	49人		

4 公務災害補償の状況(平成26年度)

区 分	発生件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

Ⅱ 公平委員会の業務状況の報告

第1 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度からの継続案件	平成26年度要求事案数	完結件数	平成27年度継続件数
0件	0件	0件	0件

第2 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度からの継続案件	平成26年度申立て事案数	完結件数	平成27年度継続件数
0件	0件	0件	0件